

様式第2号

債権譲渡承諾書

名寄市指令第 号

年 月 日

譲渡人

(請負人)

様

譲受人

(金融機関等)

様

名寄市長

印

年 月 日付けで債権譲渡承諾依頼のありました次の譲渡債権について、次の条件を付けてこの譲渡を承諾します。

なお、債権譲渡承諾依頼書の内容及び提出書類に虚偽の記載等があれば、この承諾を取り消します。

また、本承諾書による承諾日以後（承諾日を含む）、正当な債権者である譲受人から適法な支払請求を受理した日から40日以内に、譲受人に支払を行います。

工事請負契約書約款第44条に規定する瑕疵担保責任は、当然のことながら譲渡人に留保されることを申し添えます。

記

1 譲渡債権の表示

工事名

契約年月日

工事場所

完成検査年月日

譲渡債権の金額

2 承諾の条件

- (1) 譲渡人及び譲受人が、債権譲渡を適正に履行すること。
- (2) 債権譲渡を行う工事の施工に関し、下請契約が存在した場合には、下請契約における受注者に対し、責任をもって適正な代金支払を行うこと。
- (3) 譲渡人は、本債権を第三者に譲渡し、又は質権を設定し、その他債権の帰属及び行使を害すべき行為を行わないこと。
- (4) 譲渡人及び譲受人は、債務者の承諾を得ないで、債権譲渡の変更又は解除しないこと。

確定日付印欄

